

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－9 (2.2.20)	生活環境	<p>被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>2017年6月、110年ぶりに性犯罪に関する刑法の改正案が国会で可決され、同年7月に施行された。「強姦罪」を「強制性交罪」に名称変更し、懲役の下限が3年から5年に引き上げられ、また、これまで「親告罪」であったものが「非親告罪」となるなど、画期的な改正となった。しかし、「強制性交罪」の成立要件として「脅迫・暴行」を伴うことが必要とされるなど改正の内容が不十分ではないか、など様々な議論があった。そのため衆議院では三つの、参議院では九つもの附帯決議が付けられ、3年を目途に見直すことも加えられた。</p> <p>この刑法改正により、改正前より多くの事例が犯罪と認定されるようになったものの、昨年3月には、裁判で加害者側が無罪となる例が相次ぎ、今、改めて改正刑法の問題点が明らかになってきている。2017年に改正された現刑法の下では「激しく抵抗した」、「大きな声を上げた」など明確な抵抗が明らかでない限り加害者を罪に問えない。「恐怖で声を上げられなかった」、「主従関係の下、抵抗できなかった」など明確な形で抵抗できない場合もある。</p> <p>このような中、実効性のある更なる改正を求め、今まで声を上げられなかった多くの方が沈黙を破り、昨年4月の東京を皮切りに「刑法の改正と性暴力の根絶」を求め、手に花を持って声を上げ始めた。毎月11日に集まるこの「フラワーデモ」は、今や全国に広がりを見せ、今年3月には全国47都道府県で開催される。</p> <p>私たち“フラワーデモとっとりの会”も1月11日に鳥取</p>	<p>フラワーデモとっとりの会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">本会議(R2. 3.24)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>平成29年6月の刑法改正において、性犯罪に関する規定の見直しが行われ、多くの被害事例が犯罪と認められるようになったものの、昨年3月には、被害者の同意のない行為だと認定されながらも加害者が無罪となる判決が相次ぐなど被害の実情に照らしてみると、現行の規定ではなお不十分であるという声が高まっております。</p> <p>さらに、先の刑法改正に際しても、衆参両院は「近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をする」と附帯決議を行っており、また、改正法の附則においても、施行後3年を目途として、施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずることとされています。</p> <p>本県においても、平成30年度の性暴力被害に係る相談・支援件数が前年度の2倍以上となるなど、性暴力被害は後を絶たない状況であります。</p> <p>性犯罪被害を巡る今般の情勢を踏まえ、先の刑法改正から施行後3年に当たる本年7月に向け、被害の実情に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しを行うことは、本県にとっても、県民の利益につながるものであること。</p> </div>	採 択 (2.3.24)

福祉生活病院常任委員会・陳情

	<p>市と米子市で初めて参加し、手に花を持って72人が集まり、全国の中でも4番目の多さとなった。さらに2月11日には85人が集まった。勇気を振り絞って参加された被害当事者を含む参加者は、性暴力根絶への強い想いを込めて静かに立ち訴えた。この想いが広がり、3月は倉吉市を加え県内3か所で実施する予定である。</p> <p>鳥取県は、DV被害者支援は全国トップレベルであり、女性に関する施策は進んでいた。さらに、平成29年には性暴力被害支援センター(クローバーとっとり)が設置され、性暴力被害者に対する理解と支援が広がっていたためか、鳥取、米子のフラワーデモには想像を超える多くの方が参加された。</p> <p>また、静岡県議会や奈良県議会では、既に性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書を国へ提出している。</p> <p>今後は性暴力の根絶、性暴力被害者支援に関し更にきめ細やかな施策が望まれる。</p> <p>鳥取県議会におかれては、女性を始め全ての人の人権に関心を持って活動をされていることに心より敬意を表す。性暴力に関しても、その根絶に向けて、刑法改正の必要性を御理解いただき、被害者に寄り添うような刑法の改正を国に働きかけていただきたい。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会から国会及び政府に対して、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)附則第9条の趣旨を尊重し、施行後3年にあたる今年7月に向け、改正時に積み残した課題を検討し、被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組むことを求める意見書を提出すること。</p>	<p>また、昨年3月に一審判決で加害者無罪となっていた父親から娘への性暴力事件が、この3月12日に高等裁判所での二審判決で有罪判決となりました。フラワーデモなど、性暴力根絶を訴える声もあります。この判決結果を確実にし、性差別の概念を根本から変え、ジェンダー平等社会を築く、一步につなげていくためには、刑法改正が必要であることから、採択と決定いたしました。</p>
--	---	---